評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日弁連交通事故相談センター(以下「センター」という。)定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職 慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものと する。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
 - 3 常勤役員には、毎年6月と12月に、役員賞与を支給することができる。
 - 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 センターの常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとするとし、役員のうち、各々の理事の別表第1「常勤役員の報酬月額」のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
 - 2 非常勤役員に対して報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。
 - 3 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表第3「常勤役員賞与」のとおりとし、会 長は、理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 4 常勤の理事に対する退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当の算出要領」に定め る算式により算出される額とする。
- 5 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月 一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席等必要の 都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融 機関口座に振り込むことができる。
 - 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを 請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては 前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

常務理事 65万までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として一人一律2万円

研修会の講師、監査のための立会、原稿執筆等を委嘱した場合に限り、5万円を上限と して支給する。

別表第3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額の6月に月額の2.5カ月分、12月に月額の3.5カ月分を支給する。

別表第4 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 最終給与月額×2×在勤年数